

12 出場資格

(1) 小学生の選手

以下の市町村から出場可能とする。

① 保護者の居住地の市町村

※ 単身赴任等により保護者の居住地が複数ある場合は、どちらの市町村から出場も可能とする。

【①から出場しない場合】

② 在学する学校の所在地の市町村

(2) 中学生の選手

以下の市町村から出場可能とする。

① 保護者の居住地の市町村

※ 単身赴任等により保護者の居住地が複数ある場合は、どちらの市町村から出場も可能とする。

② 出身地（卒業小学校の所在地）の市町村

【①、②のいずれからも出場しない場合】

③ 在学する学校の所在地の市町村

(3) 高校生・大学生（高専・専修学校含む）の選手

○ 本県出身者

県外居住の者を含め、以下の市町村から出場可能とする。

① 保護者の居住地の市町村

※ 単身赴任等により保護者の居住地が複数ある場合は、どちらの市町村から出場可能とする。

② 出身地（卒業小・中学校の所在地）の市町村

【①、②のいずれからも出場しない場合】

③ 在学する学校の所在地の市町村

○ 県外出身者

以下の市町村から出場を可能とする。

① 居住地の市町村

【①から出場しない場合】

② 在学する学校の所在地の市町村

(4) 一般の選手（小学生、中学生、高校生、大学生を除く）

以下の市町村から出場可能とする。

○ 県内在住者

① 居住地の市町村

② 出身地（卒業小・中学校の所在地）の市町村

③ 勤務地の市町村

○ 県外居住者

出身地（卒業小・中学校所在地）の市町村から1名以内の出場を認める。

ただし、卒業小・中学校が市町村立（組合立含む）以外の場合には、小・中学卒業時に保護者が居住していた市町村とする。

(5) ゆかりの選手・交流選手

次の①又は②に該当する選手について、上記（1）から（4）までのカテゴリーにかかわらず出場を認めることとし、その人数はゆかりの選手及び交流選手合わせて3名以内とする。ただし、①又は②については、選手確保に苦慮している市町村に限る。

① ゆかりの選手

青森県内に在住している者で、居住地（小学生、中学生、高校生、大学生にあつては保護者の居住地）、出身地（卒業小・中学校の所在地）、勤務地又は在学する学校の所在地の市町村から出場しない場合、両親の出身地（卒業小・中学校の所在地）の市町村又は祖父母（父方、母方を問わない）が居住している市町村からの出場を認める。

② 交流選手

青森県内に在住している者で、居住地（小学生、中学生、高校生、大学生にあつては保護者の居住地）、出身地（卒業小・中学校の所在地）、勤務地又は在学する学

校の所在地の市町村から出場しない場合、居住地の地域（県民局管内）内の市町村からの出場を認める。

ゆかりの選手・交流選手の規定を別に定める（別紙 1 参照）。

- （6）選手の年齢は、令和 8 年 4 月 1 日現在の満年齢とすること。
- （7）小学生・中学生・高校生は、「児童生徒参加同意書及び承諾書」（様式 4）に保護者の同意、学校長の承認を得ること。
- （8）選手は健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- （9）選手・監督・コーチは、必ずスポーツ傷害保険に加入すること。